一般社団法人日本交通科学学会倫理委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本交通科学学会(以下「本学会」という)は、学会会員(以下「会員」という)が学会活動を行うにあたって、必要とされる倫理的問題について、学会としての見解を示し、交通科学研究の健全な発展に貢献することを目的として、倫理委員会を置く。

(審查事項)

第2条 倫理委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 本学会が関与する研究の倫理審査
- (2) その他重要な倫理的事項

(研究倫理審査)

第3条 本学会が関与する研究を対象として,研究計画書,その変更等の倫理的 妥当性及び科学的合理性の両面から審査し,判定,通知する。申請の書式等は, 別途定めるものとする。(様式1)

ただし,人を対象に含む研究については,以下の内容に該当するものに限る。

- (1) 侵襲および介入を伴わない研究
- (2) 軽微な侵襲を伴うが介入を伴わない研究

注:「軽微な侵襲」とは、例えば、採血を含む研究や匿名での回答の配慮がなされていない アンケート調査等で、「侵襲」とは、例えば、薬物投与を伴う研究、心的外傷に触れる質問 等、「介入」とは、例えば、診断・治療の選択や行動の制限を伴う研究等で、侵襲や介入を 伴う研究課題を審査の対象としない。

(組織)

第4条 委員長は、理事長が理事から任命する。委員長が、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員は, 委員長が必要と認めた会員で構成され, 理事会が承認する。ただし, 1名は外部の有識者を含むものとする。

(運営)

第5条 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。審査に対する判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

2. 委員長は、審査申請書を受理したときは、速やかに審査を開始し、申請者に

通知するものとする。委員長は、必要に応じて申請者を委員会に出席させて発言 を求めることができる。ただし、申請者は、審査の判定に加わることはできない。

- 3. 判定は、次の各号に掲げる表示による。
- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3)変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 審査対象外
- 4. 申請者は、審議で承認された実施計画や自己申告書を変更するときは、その変更について、改めて委員会の承認を受けなければならない。
- 5. 委員長は、委員会の開催及び審査の結果について、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(倫理審査に関する事務)

第6条 倫理審査に関する事務は、本学会事務局が主管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、倫理委員会が審議を行い、理事会の決議を経て改廃できる。

附則

1. この規程は、2023年10月23日から施行する。